

2019年10月 日

各市町村長様
各市町村議會議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

(回答)

介護保険担当として臨時職員を3名配置し、要介護等認定が必要な方に対し、必要な手続きができるよう対応しています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

(回答)

対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答)

介護保険事業計画推進委員会のご意見などを伺いながら検討してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(回答)

特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

(回答)

現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

(回答)

国の制度に沿って進めてまいります。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

(回答)

サロンなど、集まりの場への援助につきましては、市の介護予防・日常生活支援事業補助金の制度により、これらを運営する団体に補助金を交付しています。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

(回答)

今年度からは、今まで介護予防に関心の無かった高齢者にも体験していただけるよう、体操教室をイトーヨーカ堂知多店の知多市情報コーナーで実施する等、多くの高齢者が参加できるようにしています。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修・福祉用具購入については、受領委任払いを実施していますが、高額介護サービスについては、複数サービス事業所を利用した場合が想定されるため、実施していません。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

(回答)

国の支援金等の活用を周知する等、検討してまいります。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

(回答)

国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答)

国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)

要介護1以上は「普通障害者」の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

介護認定の申請時、本人から認定調査内容について情報提供の同意を得ていますが、障害者控除に使用することに対しては同意を得ていないため、障害者控除の証明書を希望する方は個別にお申し出いただることにしています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

(回答)

国民健康保険での必要な支出を、保険税や国庫支出金で賄うことにより、財政収支の均衡を図ることが重要です。決算補填等目的のための一般会計繰入れは、国から削減・解消を求められているため、増額はできません。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

(回答)

応益負担の考え方から、一般会計からの繰入れによる減免制度の拡大は考えていません。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

(回答)

現在の減免要件を変更することは考えていません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答)

資格証明書については、現在交付対象者はいません。

保険税を継続して分納している世帯は、通常の保険証を交付しています。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(回答:保険医療課)

収納課と連携し、加入者の生活実態把握に努め、短期保険証の発行については、個別の事情を考慮して決定します。

(回答:収納課)

納付方法・納付計画を本人から確認する際には、まず生活実態の把握に努めています。しかしながら、資力があるにもかかわらず、再三の納税催告に応じない方や納付の約束をいとも簡単に不履行される方については、やむを得ず法律に基づき差押を実施しています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)

一部負担金の減免制度拡充については、現在考えていません。

減免制度の周知については、市広報誌、ホームページで行っています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

(回答)

実施を検討中です。

3. 税の徵収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)

滞納処分等執行する際には最高裁の判例等も考慮しています。納税相談に対応する際には、まずは生活実態の把握に努め、今後も分割納付や減免に対応していきます。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

相談者から困窮状態を聞き取り、生活保護の制度を説明した上で、本人に生活保護の申請の意思を確認し申請を受け付けています。違法な「水際作戦」は行っていません。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

(回答)

生活保護受給者数にあわせ、適正な職員配置をしています。職員には研修に参加させ、指導にあたる担当者の研修や勉強会を適宜開催し、資質向上に努めています。また今年度から就労支援員を配置し、きめ細かい伴走型の就労支援を行っています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

(回答)

生活保護受給者に対して十分に説明し、生活に困らない範囲で金額を相談し同意を得た上で返還してもらっています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

(回答)

生活保護受給者の報告に基づく資産調査を行っています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

(回答)

新規に保護申請をされた場合や転居に際して、エアコンがない世帯に対しては家具什器費を支給しています。電気代等については保護基準によって定められた金額を支給しています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

現在、縮小・拡充の予定はありません。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(回答)

現在、中学校卒業まで現物給付で実施していますが、18歳年度末まで拡大する予定はありません。

食事療養標準負担額についても、助成対象とする予定はありません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については、全疾患を対象としています。それ以外の方については、実施の予定はありません。

また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

(回答)

実施の予定はありません。

6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

(回答)

愛知県が実施した「子どもの貧困に関する実態調査」の結果等をもとに、知多市の貧困対策について検討していくため、今のところは、別に調査を行う予定はありません。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

(回答)

ひとり親世帯等に対する自立支援計画は、2015年3月に策定した知多市子ども・子育て支援事業計画に包括して策定しているため、別で作成する予定はありません。また、ひとり親家庭等自立支援給付金事業及び日常生活支援事業については、今後も事業を実施していきます。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

(回答)

知多市では就学援助制度の主旨に鑑み、教育の機会均等を確保するという就学援助制度の根幹を第一に考え、2014年度に、就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.3倍未満の世帯までに拡充し、その後は、生活保護基準額の見直しに伴って認定水準も見直しています。したがって、現状では、1.4倍以下のさらなる拡充は検討しておりません。また、就学援助制度について学校及び市の双方で周知するとともに、申請の受付についても学校及び市役所で受け付け、引き続き周知徹底を図ります。

入学準備金(新入学児童生徒学用品費)の支給の時期については、2017年度から、小学校、中学校とも入学前に支給しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)

教育・学習支援への取り組みについては、2017年から開始した子どもの学習支援事業を引き続き実施し、利用者のニーズに合った事業内容の見直しを検討していきます。また、「無料塾」や「こども食堂」への支援については、県やNPOなどの取り組み状況を把握しながら検討していきます。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

(回答)

学校給食法において経費の負担区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされていることから、学校給食費を無料化する考えはありません。

なお、経済的な理由で給食費の支払いが困難な世帯については、就学援助の相談を勧めています。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

(回答)

本市の人口と各園の入所状況を考慮すると無償化により保育需要が急増することはなく待機児童は発生しないと考えております。そのため、この先、老朽化による施設工事は予定しておりますが、待機児童対策としての施設増設工事は予定しておりません。今後も保育需要の動向を注視し、待機児童が発生しないよう適切な対応に努めてまいります。

保育士の確保につきまして、本市では、保育士の働きやすい職場環境を整備することで、保育士の募集に繋がるよう、様々な取組を実施しております。今年度は、保育指導計画の週案・月案及び指導要録の作成支援システムを導入し、保育士の業務負担の軽減に努めています。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

(回答)

県が実施する認可外保育施設の監査に市の指導主事が同行し、保育に関する指導・助言を行っております。今後も、市内全ての施設が指導監督基準を満すよう、県と連携を図ってまいります。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

給食費の減免措置については、国が示している以上に対象範囲(年収360万円未満相

当の世帯)を拡充する考えはありません。なお、本市では、無償化以前の利用料負担を上回る方はおりません。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

(回答)

グループホーム等社会資源の拡充につきましては、遊休施設の活用も含め、必要に応じ、その支援方法を検討していきます。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

(回答)

障がいのある方が、生活を送る上で必要とするサービス量を聞き取り、適正と思われる時間数を支給しています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

(回答)

移動支援の支給につきましては、総合支援法の対象の範囲ではないと考えております。今後につきましても同様に考えております。施設入所者の外出は施設の責任と考えております。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

(回答)

入院時および入院中のヘルパー利用につきましては、総合支援法の対象の範囲ではないと考えております。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

(回答)

国の基準を基本としており、今後につきましても同様に考えております。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

(回答)

国の基準を基本としており、今後につきましても同様に考えております。

また、高齢障がい者の利用者負担軽減制度につきましては、対象者への周知や制度の広報に努めてまいります。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

職員の確保が困難であり、現在のところ考えていません。

また、国の基準を基本としており、今後につきましても同様に考えております。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

自治体独自での単価の引き上げは、現在のところ考えていません。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

任意の予防接種に対する助成制度については、副作用等による健康被害が生じた場合を考え、慎重に対応すべきと考えています。なお、昨年度から中学3年生、高校3年生に該当する年齢の者を対象にインフルエンザ予防接種の全額助成をしており、今年度も引き続き実施します。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

(回答)

令和元年10月からの診療報酬等の改定による増額分は市が負担することとし、自己負担額は変わらない方向で進めています。2回目の接種については法に定めのない任意接種となるため、副作用等による健康被害が生じた場合を考え、慎重に対応すべきと考えています。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

(回答)

平成19年度から助成を開始し、平成30年度から助成対象回数を2回に拡充しています。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答)

妊産婦歯科相談として集団で月1回実施しています。

また、産婦歯科健診を、3~4か月児健診受診時に母親を対象に実施しています。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答)

現在、本市の保健センターでは常勤1名体制ですが、今後の課題であると考えています。

【II】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

(回答)

制度の持続性や負担の公平性の観点から、提出する考えはありません。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

(回答)

機会を捉えて要望していきます。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(回答)

年金制度を恒久的かつ健全に持続していくことが必要であり、提出する考えはありません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

(回答)

国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(回答)

機会を捉えて要望していきます。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

(回答)

機会を捉えて要望していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

機会を捉えて要望していきます。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

(回答)

機会を捉えて要望していきます。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)

機会を捉えて要望していきます。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答)

機会を捉えて要望していきます。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

(回答)

機会を捉えて要望していきます。

以上